

第 23 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 12 月 13 日（水） 13 時 54 分～14 時 42 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（18 名）

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	3 番委員	對馬 忠法
4 番委員	古川 榮	5 番委員	工藤 守	6 番委員	高井 美奈子
7 番委員	今井 文雄	8 番委員	大川 哲彌	9 番委員	花田 良造
10 番委員	工藤 正	11 番委員	丹代 純嗣	12 番委員	葛西 雅博
13 番委員	今井 龍美	14 番委員	柴田 博明	15 番委員	桑田 久毅
16 番委員	小山内 知寛	18 番委員	山口 知治	19 番委員	長尾 浩

4 欠席農業委員（1 名）

17 番委員	三浦 良孝				
--------	-------	--	--	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	齊藤 嗣郎	平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6 出席事務局職員（4 名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	長濱 貴弘
主査	谷川 智也	主事	佐藤 千尋		

7 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 87 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 88 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 89 号 農地利用集積計画の決定について

議案第 90 号 令和 6 年平川市農作業標準資金について

議案第 91 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

報告第 65 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

- 報告第 66 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 67 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
- 報告第 68 号 農地法第 5 2 条の規定に基づく賃借料情報の提供について

8

会議の概要

あいさつ	(省略)
農業委員会憲章 唱和 (委員全 員)	(省略) 【開会 13 時 58 分】
議長 (今井龍 美)	これより、第 23 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、19 名中 18 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 議事録署名者の指名について、議長より指名することにご異議 ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 9 番花田委員、10 番工藤委員の両名にお願いいたします。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございません か。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、長濱碓 ヶ関支局長補佐、谷川主査、佐藤主事の出席を求めました。書記 には、長濱碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。 それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付し てある議案第 87 号から議案第 91 号までの 5 件、ほかに報告が 4 件でございます。 現地調査の報告を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等 がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに、議案第 87 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

それでは、1 ページをご覧ください。

議案第 87 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1、農地法第 3 条調査書、及び別添 2、売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、136 番及び 137 番は経営拡大、138 番は贈与によるものです。

件数は 3 件、面積 4,317 平方メートル、地目は全て畑となっております。

次に、3 ページの賃貸借権設定について、145 番から 147 番は経営拡大、148 番から 153 番は基盤法から農地法第 3 条への再設定によるものです。

件数は 9 件、面積 59,792.18 平方メートル、田 35 筆 58,285 平方メートル、畑 4 筆 1,507.18 平方メートルとなっております。

次に、7 ページ 27 番の使用貸借権設定については、こちらも基盤法から農地法第 3 条への再設定によるものです。

件数は 1 件、面積 2,888 平方メートルで、地目は畑となっております。

今回、申請のあった案件については農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した農業委員の方で、疑問点等がある方がおりましたらお願いします。

ございませんか。

議長

それでは、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 88 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

8 ページをご覧ください。

議案第 88 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 の農地転用許可基準説明書と合わせて、9 ページをご覧ください。

こちらの申請地は、10 ページのとおり、柏木小学校から東に約 800 メートルに位置しております。

土地利用計画は、11 ページのとおり、物置の建築です。

これまでも物置として使用していましたが、農地であることが判明したため申請を促したものになります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、18 番山口委員、19 番長尾委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、議案第 88 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。
小野委員。

尾上-1 小野委員

水路と申請地の間は宅地なのか、官地なのか。

事務局長

この件につきまして、水路と申請地の間は、他の人の所有の土地となっております。実際にこちらにいない方です。見えている 2 筆に限らず、左の方の隣の宅地の部分の間にも空いているところがあるのですけれども、この部分については、手が付けられないようなところとなっていると思われま

尾上-1 小野委員

既存の物置というのは、よその宅地に入っているということなのか。

事務局長

図面上ではそのように見えますけれども、実際のところは測ってみないと何とも言えない状況となっております。この土地につきまして、右の方もそうですけれども、全く関係の無い方の所有物となっております、この件を解消するとなると、かなりの調査が必要となってきますし、今のところこの部分については、どちらの方も状況がわかっていないと思われま

議長

暫時休憩いたします。

【休憩 14時07分】

【再開 14時09分】

議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長

他にございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第89号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

12ページをご覧ください。

議案第89号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

13ページをご覧ください。

所有権移転については、全て経営拡大によるものです。

件数は7件、面積24,401平方メートル、田11筆20,433平方メートル、畑6筆3,968平方メートルとなっております。

なお、売買価格については、別添4のとおりです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
農用地利用調整会議に出席されました、9 番花田委員、14 番柴田委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員 ありません。

議長 それでは、所有権移転の 173 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、所有権移転の 173 番は、3 番對馬委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、對馬委員に退席を求めます。

(對馬委員、退席)

議長 それでは、所有権移転の 173 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、173 番を原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
對馬委員の入室を許可します。

(對馬委員、着席)

議長

次に、議案第 90 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主事

15 ページをご覧ください。

議案第 90 号 令和 6 年平川市農作業標準賃金について、このことについて、別紙のとおり決定したいので審議を求めるものです。

16 ページ及びお配りした別添 5 も併せてご覧ください。

令和 6 年農作業標準賃金・料金表案の、1. 臨時雇用労賃及び 2. 請負料金について、先般 12 月 1 日に今井会長、山口代理、事務局の 3 者で協議をした結果、1. 臨時雇用労賃については、本県における最低賃金の改正により前年から 45 円増の、1 時間当たり 898 円となったことから、これを 1 日 8 時間換算し、7,184 円、更に 100 円未満を切り上げて求めた額、7,200 円が望ましいと考えます。

また、中段の果樹のせん定については、今年の額へ今回の最低賃金前年比 105.27%を乗じた額、9,700 円～12,100 円といたしました。昨年度より 500 円～600 円の増額となります。

下段のオペレーターについては、市内の農業団体 5 者へ調査したところ、1 者から回答があり、1,000 円～1,275 円でありました。

また、昨年度公表された周辺各市町村の金額と比較しても、特段問題のない金額であると思われることから、現行額のまま据え置くことが望ましいと考えます。

2 の請負料金については、昨年度公表された周辺各市町村の金額及び今年行った市内農業団体 5 者の調査結果と現行額を比較した結果、当市の現行額が最低額であった項目につきましては、他市町村及び市内農業団体の平均額等と同等額となるよう増額することが望ましいと考え、畑の耕起について 300 円増額の 5,000 円、田植えについて 100 円増額の 6,300 円、スプレーヤーについて 300 円増額の 5,500 円への変更が望ましいと考えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 90 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 91 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

17 ページをご覧ください。

議案第 91 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について、耕作放棄地全体調査等により把握された別紙の農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて審議を求めるものです。

18 ページをご覧ください。

こちらは、農地パトロールにて現地確認した結果、既に原野となっている農地についてまとめたものとなっております。所有者等に対し非農地と決定することについて確認したところ、特に意見は寄せられませんでした。

また、関係機関である農林課への照会をした結果、概ね非農地と決定しても問題なしとの回答でありましたが、No.8 沢田館岸 42、No.10 同じく 1 - 2、この 2 筆については、中山間直接支払制度における協定農用地に加入しているところであったことから、非農地と決定することから外して欲しいとの回答でありました。こちらの当該農地の今後の維持管理につきましては、協定を結んでいる地元の集落と農林課で連携し、指導改善していきますとのことであります。

よって、こちらの一覧にある農地から、No.8 と 10 を除いた 8 筆を非農地と決定したいと考えております。

19 ページでは、地域別の集計を表しておりますが、今回は碓ヶ関地域だけとなっております。全部で 10 筆、計 3,942 平方メートルとありますが、こちら先ほどの 2 筆、1,256 平方メートルを除いて、2,686 平方メートルとなります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 91 号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、No.8 及び 10 を除いて、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、報告 4 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

20 ページをご覧ください。

報告第 65 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

21 ページをご覧ください。

91 番と 92 番は借受人へ売買するため、93 番から 95 番は借受人の要望のため、96 番は機構法賃貸借権について、新たな受け手が見つからなかったため解約するものです。

件数は 6 件、面積 20,014 平方メートル、田 2 筆 4,635 平方メートル、畑 13 筆 15,379 平方メートルとなっております。

続いて、23 ページをご覧ください。

報告第 66 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

24 ページをご覧ください。39 番は農地転用のため解約するものです。

件数は 1 件、面積 88 平方メートル、地目は畑となっております。

25 ページをご覧ください。

報告第 67 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

11 番の申請地は、27 ページのとおり、金田小学校から西へ約 360 メートルに位置しております。

土地利用計画は、28 ページのとおり、普通住宅の建築です。

12 番の申請地は、29 ページのとおり、こちらも同じく金田小学校から西へ約 300 メートルに位置しております。

土地利用計画は 30 ページのとおり、店舗駐車場となっております。西側の既存住宅を店舗、また通路として利用いたします。

以上です。

佐藤主事

31 ページをご覧ください。

報告第 68 号 農地法第 52 条の規定に基づく賃借料情報の提供について、令和 4 年 1 月から令和 5 年 11 月までに締結された賃貸借における賃借料水準は、別紙のとおりとなっているので報告するものです。

32 ページ及びお配りした別添 5 も併せてご覧ください。

今回報告する賃借料情報は令和 4 年 1 月から令和 5 年 11 月までの 23 ヶ月間に賃貸借権設定を行った案件を集計した結果で、平均額、最高額、最低額、データ数で表記しています。

なお、物納換算額に関しては、中段の注の 2 に示しているとおりで、こちらは先般 12 月 1 日に、会長、山口代理、事務局 3 者において協議したものです。

また、注 2 の冒頭に示されているとおり、田の部については、近年の米価の変動を踏まえ、現状に即した賃借料情報の提供をするため、賃借料情報は物納を基準として、下記のとおり、平賀・尾上地域の圃場整備済の田においては、10a 当たりの参考対価は玄米 1 俵、現金換算額を 10,800 円とし、J A1 等米まっしぐらの概算金と同等額といたしました。

また、碓ヶ関地域や平賀地域の山間地の田においては、上記の地域の 8 割を目安といたしまして、10a 当たりの参考対価は玄米 0.8 俵、現金換算額を 8,600 円とすることを報告いたします。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

山口委員。

18 番山口委員

22 ページの 96 番、中間管理事業をやめて新たな受け手がみつからない場合の農地の管理はどうなるのですか。

谷川主査

解約された後につきましては、所有者の方に戻るかたちになります。所有者の方で管理をしていきます。

18 番山口委員

神奈川から 2 回ほど草を刈りには来ないと思うのですが。

谷川主査

知り合いや親戚やこちらにいる人に委託して、管理してもらう流れになるかと思えます。

議長

他に、ありませんか。
對馬委員。

3 番對馬委員

賃借料情報の注 1 のところなのですが、
「賃借料＋水利費」（水利費は原則として借り手の負担である。）という文章がありますけれども、改良区の賦課金等を見ても、水利費という言葉がありません。今は分かれておらず、全部賦課金一本で集めているので、この水利費というのをここで謳ってしまうのはやめていただきたいと思っている。これはどこから出ている考えなのか聞きたい。

佐藤主事

出所はここで詳細までは申し上げられないのですが、水を扱っている買い手の方が払うというのが、平賀地域ではおそらく通例であり、尾上はまた違うという話は聞いております。それでは、表記自体は、「水利費」ではなく「賦課金」と変えたほうがよろしいということでしょうか。

3 番對馬委員

そのほうがいいと思います。
何年か前までは、前期と後期に分かれていて、前期は田主の方で、後期は借りている人が払うというように分けていたのですが、その後期が今はないので、前期後期で分かれているところもなく、水利費という言葉もなく、全部賦課金一本で集めています。

議長

古川委員、どう思いますか。

4 番古川委員

平賀の大坊地域では、平川土地改良区の項目は賦課金になっており水利費とは呼んでいない。その中に水利費というものはない。他に津軽平川土地改良区があり、そこも賦課金で水利費ではない。工事費になっている。ダムや土地の管理費で、水利費ではない。平川土地改良区は水だけ使って、それに対して賦課しているかたち。工事費はない。その区分ははっきりしないが、一応土地改良区は全部みんな賦課金である。

3 番對馬委員

「賦課金は田主の負担」というように改良区では決めている。借り手が払う取り決めはない。

議長 尾上地区には水利費という考え方はないのか。賦課金だけですか。

9 番花田委員 うちの方では水利費はあります。西野曾江水利組合というのがありまして、改良区は平川土地改良区、水利の方は引座川の水利のお金をもらっています。

議長 平賀地区もそのような考え方はある。

事務局長 津軽平川土地改良区の国営事業は令和4年の3月に終わっていて、工事費の方は各市町村に割り振られています。浅瀬石川の方につきましては、国営事業が始まったばかりで去年からスタートしていて、令和18年までかかって整備していく予定です。それが終わればまた同じようなかたちで工事費の方が賦課されていくと思います。

3 番對馬委員 賦課はされず、工事費は今まで通りで補助事業やそのようなもので賄うと言っていました。そういう説明がありました。

事務局長 「水利費」に関する表記については後ほど、最終的にはこのようになりましたというかたちでお伝えしたいと思います。

議長 他に、ございませんか。

議長 ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。
よって、第23回総会を閉会いたします。

【閉会 14時42分】